

合併関係議案が議決されました

平成17年3月13日に挙行されました合併協定調印式での調印を経て、同年3月17日午後、馬頭町、小川町それぞれの議会において馬頭町と小川町の合併に関する議案が提案され、それぞれ可決されました。

合併関係議案の内容は次のとおりです。

1 廃置分合（合併）について

平成17年10月1日から那須郡馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに「那珂川町」を設置することについて、地方自治法の規定に基づいて栃木県知事に申請する。

2 廃置分合（合併）に伴う財産処分について

合併に伴い、馬頭町及び小川町の財産及び債務は、すべて新たに設置する「那珂川町」に帰属させることを2町協議のうえ定める。

3 廃置分合（合併）に伴う議会の議員の定数について

新たに設置する「那珂川町」の議会の議員の定数は、18人とすることを2町協議のうえ定める。

4 廃置分合（合併）に伴う経過措置について

合併に伴う経過措置として、合併特例法の規定により、2町の議会の議員及び農業委員会の委員について、次のとおり特例措置を適用することを2町協議のうえ定める。

(1) 議会の議員の在任

馬頭町及び小川町の議会の議員は、合併後、平成18年4月30日まで、引き続き新たに設置する「那珂川町」の議会の議員として在任する。

(2) 農業委員会の委員の任期

馬頭町及び小川町の農業委員会の選挙による委員は、合併後、平成18年6月30日まで、引き続き新たに設置する「那珂川町」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【廃置分合】

地方公共団体の区域は、法律の定める手続きにより変更することができることとなっています。廃置分合は、区域変更のうち、地方公共団体の新設又は廃止を伴うものをいい、「分割」「分立」「合体」「編入」の4つの種類があります。

馬頭町と小川町の合併は、新設（対等）合併であり、平成17年10月1日から2町を廃止し、2町の区域をもって新しく「那珂川町」を設置することから「合体」にあたります。

町の廃置分合は、関係町が議会の議決を経て都道府県知事に申請し、その申請に基づき知事が都道府県議会の議決を経て定め、総務大臣に届け出ることとなっています。